

別紙2

自動販売機設置に係る町有財産賃貸借契約書（案）

貸主 南部町（以下「甲」という。）と借主 ●●●●（以下「乙」という。）は、次の条項により町有財産の賃貸借契約を締結する。

（信義誠実等の義務）

第1条 甲及び乙は、信義を重んじ、誠実に本契約を履行しなければならない。

2 乙は、貸付物件が町有財産であることを常に考慮し、適正に使用するように留意しなければならない。

（貸付物件）

第2条 貸付物件は次のとおりとする。

名 称	南部町役場
所 在	青森県三戸郡南部町大字平字広場 28 番地 1
面 積	● m ²
設置台数	1 台

（用途指定）

第3条 乙は、貸付物件を「自動販売機の設置場所」の用途（以下「指定用途」という。）に自ら供さなければならない。

2 乙は、貸付物件を指定用途に供するに当たり、南部町自動販売機の設置に係る行政財産の貸付けに関する要綱（令和3年4月12日告示）及び仕様書に示した条件を遵守しなければならない。

（貸付期間）

第4条 貸付期間は、令和8年4月1日から令和13年3月31日までとする。

2 この契約は、前項に規定する期間の満了により終了するものとし、契約の更新は行わないものとする。

（貸付料の額）

第5条 貸付料は、総額●●●円（消費税及び地方消費税の額●●●円）とする。

（貸付料の支払）

第6条 乙は、前条の貸付料を、次に定めるところにより、甲の発行する納入通知書により納付しなければならない。

年 次	納付金額	納入期限
第 1 年次（令和 8 年度分）	円	令和 8 年 4 月 30 日
第 2 年次（令和 9 年度分）	円	令和 9 年 4 月 30 日
第 3 年次（令和 10 年度分）	円	令和 10 年 4 月 30 日
第 4 年次（令和 11 年度分）	円	令和 11 年 4 月 30 日
第 5 年次（令和 12 年度分）	円	令和 12 年 4 月 30 日

（電気料及びその支払方法）

第 7 条 乙は、設置する自動販売機ごとに電気使用量を計測する証明用電気計器（計量法（平成 4 年法律第 51 号）に基づく検定証印又は基準適合証印（以下「検定証印等」という。）が付され、検定証印等の有効期限が経過していないものに限る。以下「子メーター」という。）を、甲の指示するところにより設置しなければならない。

- 2 甲は、当該施設全体の電気使用料の単価に基づき子メーターの表示する使用料を計算し、乙に納付書を送付するものとする。
- 3 乙は、甲の発送する納入通知書により、甲の定める期日までに納付しなければならない。
- 4 乙が電力会社等から直接電気の供給を受ける場合には、前 3 項の規定は適用しない。
- 5 当該施設の電源から自動販売機までの配線に要する費用及び自動販売機を設置することにより施設の電源の改修等が必要な場合の当該経費は、乙の負担とする。

（費用負担）

第 8 条 自動販売機及び子メーターの設置、維持管理及び撤去に要する費用は、乙の負担とする。

（延滞金）

第 9 条 乙は、甲が定める納入期限までに貸付料及び電気料（以下「貸付料等」という。）を甲の定める納付期限までに納付しない場合には、納付期限の翌日から納付した日までの期間の日数に応じ、その納付すべき金額について年 14.6 パーセントの割合で計算して得た額の延滞金を支払わなければならない。ただし、その額が 100 円未満であるとき、又はその額に 100 円未満の端数があるときは、その全額又は端数を切り捨てるものとする。

（契約の保証）

第 10 条 契約保証金は、免除する。

（業務遂行の責任者）

第 11 条 乙は、この契約に関して、甲と連絡調整を行う業務遂行上の責任者を定め、甲に書面により通知するものとする。

（契約不適合責任）

第 12 条 甲は乙に対し、貸付物件に数量の不足等を含む一切の契約不適合責任を負わないものとし、乙は甲に対し、本貸付物件が契約に不適合であることを理由として貸付料の減免又は損害

賠償請求をすることができない。

(善良なる管理者の注意義務及び使用上の制限)

第13条 乙は、善良なる管理者の注意をもって、貸付物件を維持保存するとともに、利用者が安心して商品を購入することができるよう自動販売機の設置及び管理並びに商品の販売を行わなければならない。

(維持補修等)

第14条 貸付物件についての維持、保存、改良その他の行為をするため支出する経費は、すべて乙の負担とし、甲は、貸付物件の維持補修の責を負わないものとする。

(毀損等の報告)

第15条 乙は、貸付物件の全部又は一部が滅失し、又は毀損した場合には、直ちに甲にその状況を報告しなければならない。

2 乙は、その責めに帰すべき事由により、貸付物件を滅失し、又は毀損した場合は、自己の負担において貸付物件を原状に回復しなければならない。

(転貸等)

第16条 乙は、貸付物件の賃貸権を第三者に譲渡し、若しくは貸付物件を転貸し、又は指定用途を変更してはならない。

2 乙は、この契約に係る自動販売機及び乙が施した造作を第三者に譲渡してはならない。
3 前2項に定めるもののほか、乙は、この契約により生ずる権利若しくは義務の全部若しくは一部を第三者に譲渡し、若しくは継承させ、又はその権利を担保に供してはならない。

(実地調査)

第17条 甲は、乙に対し売り上げ状況等について所要の報告若しくは資料の提出を求め又は実地に調査することができる。この場合は、乙は、その調査を拒み、若しくは妨げ、又は報告若しくは資料の提出を怠ってはならない。

(通知義務)

第18条 乙は、この契約の履行に関し事故等が生じた場合は、直ちに甲に事故等の状況を報告しなければならない。

2 乙は、第11条の規定により通知した内容又はこの契約に係る個別業務の実施者若しくは連絡先に変更があった場合は、速やかに、その旨を甲に届けなければならない。

(第三者への損害賠償の義務)

第19条 乙は設置した自動販売機の倒壊、販売した飲料による食中毒により第三者に損害を与えたときは、甲の責に帰すべき事由を除き、その賠償の責を負うものとする。

2 甲が、乙に代わって前項の賠償の責を果たした場合には、甲は、乙に対して求償することが

できるものとする。

(商品等の盗難又は毀損)

第20条 甲は、設置された自動販売機、当該自動販売機で販売する商品若しくは当該自動販売機内の売上金若しくは釣銭の盗難若しくは毀損又は停電等による売り上げの減少等について、甲に帰ることが明らかな場合を除き、その責を負わない。

(秘密の保持)

第21条 甲及び乙は、この契約の履行上知り得た相手方固有の業務上又は技術上の秘密情報を第三者に漏洩してはならない。この契約が完了し、又は解除された後も同様とする。

(契約の解除)

第22条 甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができるものとし、このため乙に損害が生じても、甲は、その責を負わないものとする。

- (1) 乙がこの契約に定める義務を履行しないとき。
- (2) 甲又は国若しくは他の地方公共団体において、公用又は公共用に供するため貸付物件を必要とするとき。
- (3) 乙が、この契約に係る一般競争入札前の提出資料に虚偽の記載したことが明らかになつたとき、又はその入札参加資格を満たさなくなつたとき。
- (4) 乙の事業の存続が困難であると甲が認めたとき。
- (5) 甲の信用を著しく失墜させる行為をしたとき。
- (6) 乙が貸付物件及び貸付物件が所在する庁舎等の行政財産としての用途又は目的を妨げるとして甲が認めたとき。
- (7) 乙の信用が著しく失墜したと甲が認めたとき。
- (8) 乙がいずれかに該当するとき。

ア 暴力団（暴力団対策法第2条2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）

イ 役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員）又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下この号において「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的を持って、暴力団又は暴力団員を利用するなどした認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 乙が、アからオまでのいずれかに該当する者を個別業務の実施者としていた場合に、甲が乙に当該業務の実施について解除を求め、乙がこれに従わなかつたとき。

(10) 前各号のほか、乙がこの契約に違反し、その違反によってこの契約の目的を達することができないとき。

(談合による解除)

第23条 甲は、乙がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当したときは、契約を解除することができるものとし、このため乙に損害が生じても、甲は、その責を負わないものとする。

- (1) 乙が公正取引委員会から私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第49条第1項に規定する排除措置命令を受け、当該排除措置命令が確定したとき。
- (2) 乙が公正取引委員会から独占禁止法第50条第1項に規定する納付命令を受け、当該納付命令が確定したとき。
- (3) 乙が公正取引委員会から独占禁止法第66条第1項から第3項までの規定による審決（排除措置命令又は納付命令の全部を取り消す審決を除く。）を受け、当該審決が確定したとき（独占禁止法第77条第1項の規定により、この審決の取消しの訴えが提起された場合を除く。）。
- (4) 乙が公正取引委員会から受けた審決について、独占禁止法第77条第1項に規定する審決の取消しの訴えを提起した場合において、当該訴えについての請求を棄却し、又は当該訴えを却下する判決が確定したとき。
- (5) 乙（乙が法人の場合にあっては、その役員又は使用人）が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は第198条の規定に該当し、刑が確定したとき。

(違約金)

第24条 甲は、前2条（第22条第1項第2号を除く。）の規定又は乙の責めに帰する理由により契約を解約したときは、第5条の貸付料の額の10分の1に相当する金額を違約金として、乙から徴取する。この場合において、違約金の額が100円未満であるとき、又はその額に100円未満の端数があるときは、甲は、その金額又は端数を切り捨てるものとする。

- 2 前項に規定する場合において、甲に生じた損害の額が同項に規定する違約金の額を超えるときは、甲は、その超えた金額についても賠償を求めることができる。
- 3 第1項に規定する違約金は、違約罰であって、次条に定める損害賠償の予定又はその一部とはしない。

(損害賠償)

第25条 乙は、その責めに帰すべき事由により貸付物件の全部又は一部を滅失し、又は毀損した場合は、当該滅失又は毀損による貸付物件の損害に相当する損害賠償金を、甲に支払わなければならない。ただし、第15条第2項の規定により貸付物件を原状に回復したときは、この限りではない。

- 2 前項本文に規定する場合のほか、乙がこの契約に定める義務を履行しないため、甲に損害を

与えたときは、乙はその損害に相当する金額を損害賠償として、甲に支払わなければならぬ。

(貸付物件の返還)

第 26 条 第 4 条の貸付期間が満了した場合、又は第 22 条第 1 項若しくは第 23 条の規定によりこの契約を解除した場合は、乙は、貸付物件を甲の指定する期日までに、自己の費用をもって原状に回復して甲に返還しなければならない。ただし、甲において必要がないと認めたときは、変更された現状のまま返還することを妨げない。

(貸付料の返還)

第 27 条 既に徴収した貸付料は返還しない。ただし、第 22 条第 1 項第 2 号の規定によりこの契約を解除されたときは、既納の貸付料のうち、乙が貸付物件を甲に返還した日以降の未経過期間の貸付料を日割計算により返還する。

(有益費等の放棄)

第 28 条 乙は、第 26 条の規定により貸付物件を返還する場合、貸付物件に投じた改良費等の有益費、修繕費等の必要費その他の費用があっても、これを甲に請求することはできないものとする。

(疑義の決定)

第 29 条 本契約に定めのない事項又は本契約に関し疑義が生じた場合は、甲、乙双方で協議して決定する。

(裁判の管轄)

第 30 条 この契約に関する訴訟については、甲を管轄区域とする青森地方裁判所とする。

上記の契約の締結を証するため本契約書を 2 通作成し、甲乙記名押印の上、各自その 1 通を保有する。

令和 年 月 日

貸付人（甲） 青森県三戸郡南部町大字平字広場28番地1
南部町長 工藤 祐直 

貸借人（乙） 住所

氏名

